## 令和2年度 第1回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 次第

日時:令和2年8月26日(水)午後2時00分~

場所:加東市役所 5階 501会議室

- 1. 開 会
  - (1)会長挨拶
  - (2)市長挨拶
- 2. 諮 問

≪資料1≫ 都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について

3. 協議事項

都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について

≪資料2≫ 都市計画下水道事業受益者負担金・生活排水処理事業分担金について

- 4. その他
  - (1)意見書について

≪別紙≫ 提出期限 令和2年9月7日(月)

- (2)次回の審議会について
- 5. 閉 会

## 加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 委員名簿

| 審議会役職   | 区 分                             | 所 属 等                | 氏 名     |
|---------|---------------------------------|----------------------|---------|
| 会長      | <b>姓</b> 0夕 <b>年</b> 01五1日      | 大阪商業大学 総合経営学部教授      | 梅野巨利    |
|         | 第3条第2項1号<br>  (学識経験を<br>  有する者) | 近畿税理士会 社支部           | 小倉康     |
| 会長職務代理者 | H, OH)                          | 近畿税理士会 社支部           | 神田耕司    |
|         | 第3条第2項2号                        | 加東市消費者協会             | 井 上 益 子 |
|         | (関係団体か<br>ら推薦された                | 加東市区長会               | 山本貴也    |
|         | 者)                              | 加東市商工会               | 吉田伊佐見   |
|         | 第3条第2項3号<br>(一般公募に              | 一般公募                 | 村野ひろみ   |
|         | よる市民)                           | 一般公募                 | 山上実佳    |
|         | 第3条第2項4号 (その他市長                 | 加東市まちづくり推進市民会議<br>委員 | 村上加奈子   |
|         | が必要と認め<br>る者)                   | 加東市総務財政部・部長          | 服部紹吾    |

※区分単位で氏名50音順(市職員選出委員を除く)、敬称略

市·出席者名簿

| 所属・役職        | 氏 名     |
|--------------|---------|
| 市長           | 安 田 正 義 |
| 技監           | 髙 瀬 徹   |
| 上下水道部・部長     | 眞 海 秀 成 |
| 上下水道部管理課・課長  | 阿江英俊    |
| 上下水道部工務課・課長  | 谷 垣 直 哉 |
| 上下水道部管理課・副課長 | 北島恭子    |
| 上下水道部管理課・主事  | 森 脇 茜   |

# 令和2年度 第1回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 配席(501) 神田職務代理 梅野会長 小倉 村野 井上 山上 録音機 村上 山本 吉田 服部 管理課 上下水道部 安田市長 髙瀬技監 眞海部長 阿江課長 工務課 管理課 管理課 谷垣課長 北島副課長 森脇主事 傍聴席 5人 出入口

受 付



## 加東市水道事業及び下水道事業運営審議会

都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について(諮問)

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会条例(平成29年加東市条例第19号)第2条 の規定により、下記の事項について諮問します。

記

- 1 下水処理場統合整備事業の実施により、公共下水道に編入される処理区域の受益者負担 金について
- 2 一括納付報奨金制度の廃止について

令和2年7月16日

加東市長 安 田 正



## 都市計画下水道事業受益者負担金・生活排水処理事業分担金について

### 1 都市計画下水道事業受益者負担金について

## (1)下水道事業受益者負担金とは(制度の概要)

下水道が整備されると、その整備により特定の地域について環境が改善され、快適性が著しく向上する等、利益を受けるため、当該事業に要する費用の一部を、利益を受ける方(以下、「受益者」という。)に負担していただく制度です。

受益者負担金は、都市計画法第75条に基づき、加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例及び同条例施行規則により受益者に賦課します。

#### 都市計画法

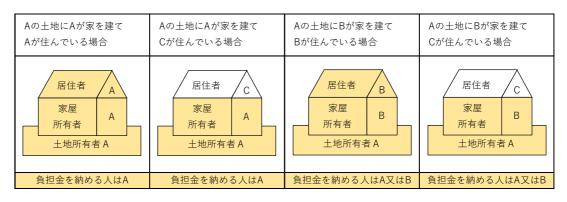
#### (受益者負担金)

- 第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を 受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要す る費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。
- 2 前項の規定において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法 については、国が負担させるものにあっては政令で、都道府県又は市町村 が負担させるものにあっては当該都道府県又は市町村の条例で定める。
- ※以下第3~7項は、負担金徴収にかかる処分等の規定のため省略

### (2) 受益者の範囲

受益者とは、下水道整備に伴う土地の資産価値の増加を「特別の利益」と考えて、一定の基準を設けた金銭的な負担を求めることから、原則として、公共下水道により下水を排除できる地域内の土地の所有者としています。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定されたものを除く)の目的となっている土地は、原則として、それぞれの権利者も該当するものとしています。

#### 図1 受益者の範囲(負担金を納める人)



## (3) 負担金の徴収方法について

本市では、一括又は最長3年間の分割(1年を4期に区分)徴収すること としています。

受益者が全期前納を選択した場合、一括納付報奨金制度の報奨金が交付され、報奨金を差し引いた負担金で納めることが可能です。

また、公共用地、公用地又は公的扶助を受けている者等について、減免措置や、農地等については受益が顕在化していないと考えられるため、この場合は、本市を含めて徴収猶予制度を設けている自治体がほとんどです。

## (4) 負担金額算出の考え方及び実施状況

負担金の総額の決定にあたっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則により、本市の負担額も算定しています。ただし、市町村合併前の旧3町の内容をそのまま引き継いでいるため、下表のとおり、異なった算定基準で受益者負担金を賦課しています。

旧3町地域から引き継いだ受益者負担金の算定基準(条例第5条関係)

| 地区名  | 単 位     | 単位当たりの金額 | 備考          |
|------|---------|----------|-------------|
| 旧社町  | 1平方メートル | 580 円    |             |
| 旧滝野町 | 1平方メートル | 550 円    |             |
| 旧東条町 | 1 単位    | 300,000円 | 規則による別の定めあり |



加東市都市計画マスタープラン(2019年3月)より

## 【旧社町及び旧滝野町の基準】

1平方メートル当たりの単位負担金額(面積単価)により負担金を算定するものです。受益者が負担する額は、事業費の額を基礎として、負担区の受益者負担金総額を当該負担区の総地積で除した額に、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積を乗じて得られた額を基本としています。

#### 【旧東条町の基準】

一般住宅を1単位として負担金を算定するものです。事業費の額を基礎として、負担区の受益者負担金総額により負担金を算定するところは上記と同じです。

なお、東条負担区の1単位当たり30万円の算定根拠は、条例施行規則第5条に明示されており、次の表に掲げる区分に応じて算出した合計額の範囲内で算出される負担金総額を東条負担区の総単位数で除して得た金額としています。

東条負担区の1単位当たり30万円の算定根拠(条例施行規則第5条)

| 区分    | 負担金の額                     |
|-------|---------------------------|
| 建設事業費 | 負担区の事業に要する費用の額に100分の2.7を乗 |
| 是     | じて得た額                     |
| 公債費   | 負担区の事業に要する費用の額に100分の2.5を乗 |
| 公惧 貧  | じて得た額                     |

## 2 生活排水処理事業分担金について

## (1)生活排水処理事業分担金とは(制度の概要)

市が施行する農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及びコミュニティ・プラント事業に要する費用の一部を、利益を受ける方に負担していただく制度です。

生活排水処理事業分担金は、地方自治法第224条の規定に基づき、加東市生活排水処理事業分担金徴収条例及び同条例施行規則により、受益者に賦課します。

## 地方自治法

#### (分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

## (2) 分担額について

事業費が処理区によって異なるため、表1で示すとおり負担額(分担金) も異なります。

## 表 1 各事業における処理区・地区ごとの分担

| 事業名           | 処理区・地区名            | 事業完了後の<br>接続先   | 現行の負担額<br>(分担金) | 接続年度 | 廃止<br>年度 |
|---------------|--------------------|-----------------|-----------------|------|----------|
|               | 上福田中部(上三草・山口・馬瀬)   |                 | 306,600円/単位     | R6   | R7       |
| 農業集落排水        | 上福田北部(牧野・吉馬)       | 流域関連公共          | 350,000円/単位     | R5   | R6       |
|               | 上鴨川                | (社地域)           | 350,000円/単位     | R7   | R8       |
|               | 下鴨川                |                 | 350,000円/単位     | R8   | R9       |
|               | 川北(吉井・小沢・栄枝・厚利・松沢) |                 | 175,680円/単位     | R3   | R4       |
|               | 川南(東垂水・大畑・蔵谷・薮)    | 単独公共            | 243,870円/単位     | R4   | R5       |
|               | 秋津(古家・常田・西戸)       | (東条地域)          | 272,590円/単位     | R2   | R3       |
| 小規模集合排<br>水処理 | 少分谷                |                 | 300,000円/単位     | R2   | R3       |
| コミュニティ・プラント   | 畑・廻渕・池之内           |                 | 350,000円/単位     | R3   | R5       |
|               | 上久米・下久米            | 流域関連公共<br>(社地域) | 338,000円/単位     | R2   | R4       |
|               | 平木                 |                 | 350,000円/単位     | R9   | R10      |

## (3) 分担金の賦課状況について

平成19年度から令和元年度までの農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の処理区域内の賦課状況は、表2で示すとおりです。

表 2 分担金の賦課状況

|   |      | H19    | H20 | H21 | H22    | H23           | H24     | H25   |
|---|------|--------|-----|-----|--------|---------------|---------|-------|
| 農 | 集    | 3件     | 2件  | 2件  | 5件     | 3件            | 4件      | 3件    |
|   | 社地域  |        |     |     | 1件     | 2件            | 2件      | 1件    |
|   |      |        |     |     | 上福田中部  | 下鴨川、<br>上福田中部 | 上福田北部   | 上福田中部 |
|   | 東条地域 | 3件     | 2件  | 2件  | 4件     | 1件            | 2件      | 2件    |
|   |      | 川南2、川北 | 川北2 | 秋津2 | 川北3、秋津 | 秋津            | 川南、秋津   | 川北、川南 |
| 7 | ミプラ  | 1件     | 1件  |     |        |               | 1件      |       |
|   | 社地域  | 1件     | 1件  |     |        |               | 1件      |       |
|   |      | 畑      | 畑   |     |        |               | 上久米·下久米 |       |
|   | 合 計  | 4件     | 3件  | 2件  | 5件     | 3件            | 5件      | 3件    |

|   |      | H26   | H27   | H28     | H29            | H30     | R1   | 小計    |
|---|------|-------|-------|---------|----------------|---------|------|-------|
| 農 | 集    | 1件    | 3件    |         | 1件             | 1件      |      | 28件   |
|   | 社地域  | 1件    | 1件    |         |                |         |      | うち8件  |
|   |      | 上福田北部 | 上福田北部 |         |                |         |      |       |
|   | 東条地域 |       | 2件    |         | 1件             | 1件      |      | うち20件 |
|   |      |       | 川北2   |         | 川北             | 秋津      |      |       |
| 7 | ミプラ  | 1件    |       | 1件      | 2件             | 1件      | 2件   | 10件   |
|   | 社地域  | 1件    |       | 1件      | 2件             | 1件      | 2件   | うち10件 |
|   |      | 畑     |       | 上久米・下久米 | 上久米·下久米<br>、平木 | 上久米・下久米 | 畑、平木 |       |
|   | 合 計  | 2件    | 3件    | 1件      | 3件             | 2件      | 2件   | 38件   |

平均件数 ≒3件/年

一般住宅の平均面積 411.31㎡

## 3 処理場統合整備事業について

## (1)事業の現状について

本市の下水道事業、処理区・地区、処理場名は、表3で示すとおりです。

表 3 下水道事業、処理区・地区、処理場名

| 地域 | 事業名       | 処理区・地区   | 処理場名          |
|----|-----------|----------|---------------|
| 社  | 流域関連公共下水道 | 加古川上流    | <u> </u>      |
|    | 農業集落排水    | 上福田中部    | 三草川清流センター     |
|    |           | 上福田北部    | 吉馬・牧野清流センター   |
|    |           | 上鴨川      | 上鴨川清流センター     |
|    |           | 下鴨川      | 下鴨川清流センター     |
|    | コミュニティ・プラ | 畑・廻渕・池之内 | まわりぶちクリーンセンター |
|    | ント        | 上久米・下久米  | 千鳥川クリーンセンター   |
|    |           | 平木       | 流尾川クリーンセンター   |
| 滝野 | 流域関連公共下水道 | 加古川上流    | _             |
| 東条 | 単独公共下水道   | 東条       | せせらぎ東条        |
|    | 農業集落排水    | 秋津       | 秋津浄化センター      |
|    |           | 川南       | きらめき川南        |
|    |           | 川北       | オアシス川北        |
|    | 小規模集合排水処理 | 少分谷      | 少分谷浄化センター     |

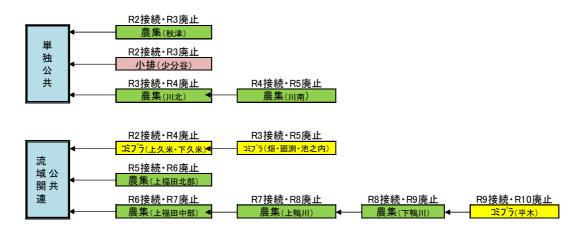
## (2)公共下水道事業への統合に伴う3事業の廃止

農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及びコミュニティ・プラント 事業の3事業は、公共下水道事業へ統合後は、すべて事業廃止となります。

## (3) 各事業処理区の接続・廃止スケジュール

各事業の廃止は、次の図3に示すとおりです。

#### 図3 各事業処理区の接続・廃止スケジュール



## 諮問事項1に対する方向性(案)

## A案

#### 下水道事業受益者負担金

| 事業名   | 処理区           | 地域名   | 現行の負担額       |
|-------|---------------|-------|--------------|
|       | 流域関連公共(加古川上流) | 社 地 域 | 580 円/㎡      |
| 公共下水道 | 灬戏闲连公共(加口川工灬) | 滝野地域  | 550 円/㎡      |
|       | 単独公共 (東条処理区)  | 東条地域  | 300,000 円/単位 |

#### 生活排水処理事業分担金

| 事業名             | 処理区・地区名                | 事業完了後<br>の接続先   | 現行の負担額<br>(分担金) | 変更負担額(案)     |
|-----------------|------------------------|-----------------|-----------------|--------------|
|                 | 上福田中部(上三草・山口・馬瀬)       |                 | 306,600 円/単位    |              |
|                 | 上福田北部(牧野・吉馬)           | 流域関連公共          | 350,000 円/単位    | 580 円/㎡      |
|                 | 上鴨川                    | (社地域)           | 350,000 円/単位    | 000   1/ 111 |
|                 | 下鴨川                    |                 | 350,000 円/単位    |              |
| 農業集落排水          | 川北<br>(吉井・小沢・栄枝・厚利・松沢) |                 | 175,680円/単位     |              |
|                 | 川南<br>(東垂水・大畑・蔵谷・薮)    | 単独公共<br>(東条地域)  | 243,870円/単位     | 300,000 円/単位 |
|                 | 秋津(古家・常田・西戸)           |                 | 272,590 円/単位    |              |
| 小規模集合排<br>水処理   | 少分谷                    |                 | 300,000 円/単位    |              |
| コミューティ・         | 畑・廻渕・池之内               |                 | 350,000 円/単位    |              |
| コミュニティ・<br>プラント | 上久米・下久米                | 流域関連公共<br>(社地域) | 338,000 円/単位    | 580 円/㎡      |
|                 | 平木                     | (12-2-%)        | 350,000 円/単位    |              |

#### A案の内容及び課題等(メリット・デメリット)

#### 内容

公共下水道区域外から公共下水道区域へ編入する処理区は、社地域は1平方メートル当たり580円、東条地域は1戸1単位当たり30万円に統一する。

#### メリット

・旧町時の算出方法により設定された公共下水道事業 (流域関連公共と単独公共) の現行の負担額 基準を編入処理区の変更負担額 (案) とすることで3地域間の整合が図られることとなり、その 意味では公平性が保たれる。

## デメリット

- ・社地域は、1戸1単位から1平方メートル当たりの単位負担金額(面積単価)に変更されるため、重複賦課にならないよう、既存賦課地の面積を把握する必要がある。
- ・公共下水道事業に統合しても3地域間の負担額基準は統一されず、異なったままである。

## 諮問事項1に対する方向性(案)

## B案

#### 下水道事業受益者負担金

| 事業名   | 処理区           | 地域名   | 現行の負担額       |
|-------|---------------|-------|--------------|
|       | 流域関連公共(加古川上流) | 社 地 域 | 580 円/㎡      |
| 公共下水道 | 灬戏闲连公共(加口川工灬) | 滝野地域  | 550 円/㎡      |
|       | 単独公共 (東条処理区)  | 東条地域  | 300,000 円/単位 |

#### 生活排水処理事業分担金

| 事業名           | 処理区・地区名                | 事業完了後<br>の接続先                                       | 現行の負担額<br>(分担金) | 変更負担額(案)     |
|---------------|------------------------|---|-----------------|--------------|
|               | 上福田中部(上三草・山口・馬瀬)       |   | 306,600 円/単位    |              |
|               | 上福田北部(牧野・吉馬)           | 流域関連公共  | 350,000 円/単位    |              |
|               | 上鴨川                    | (社地域)   | 350,000 円/単位    |              |
|               | 下鴨川                    |   | 350,000 円/単位    |              |
| 農業集落排水        | 川北<br>(吉井・小沢・栄枝・厚利・松沢) |   | 175,680円/単位     |              |
|               | 川南<br>(東垂水・大畑・蔵谷・薮)    | 単独公共<br>(東条地域)                                      | 243,870円/単位     | 300,000 円/単位 |
|               | 秋津(古家・常田・西戸)           | (*********  | 272,590 円/単位    |              |
| 小規模集合排<br>水処理 | 少分谷                    |   | 300,000 円/単位    |              |
| コミュニティ・       | 畑・廻渕・池之内               | '* <del>                                     </del> | 350,000 円/単位    |              |
| プラント          | 上久米・下久米                | 流域関連公共 (社地域)  | 338,000 円/単位    |              |
|               | 平木                     | (12-6-%)  | 350,000 円/単位    |              |

#### B案の内容及び課題等(メリット・デメリット)

#### 内容

公共下水道区域外から公共下水道区域へ編入する処理区は、社及び東条地域共に、現行受益者負担金の一般住宅を1単位とする単独公共(せせらぎ東条)の受益者負担金1戸1単位当たり30万円に統一する。

#### メリット

- ・公共下水道区域外の編入区の負担額基準の統一が図られる。
- ・社及び東条地域ともに公共下水道事業移行前の単位制を継続するため、賦課処理が容易である。
- ・単独公共は現行基準に合わせるため、接続先処理区の住民の理解が得られやすい。

## デメリット

- ・負担額基準は、社地域の処理区はすべて引下げとなるが、東条地域の処理区は、少分谷を除きすべて引上げとなるため、統一後に引上げとなる処理区の住民に理解を得る必要がある。
- ・公共下水道区域に編入する社地域の処理区は、負担額を30万円に合わせることの根拠が乏しい。

## 諮問事項1に対する方向性(案)

## C案

#### 下水道事業受益者負担金

| 事業名   | 処理区           | 地域名   | 現行の負担額       | 変更負担額(案) |  |
|-------|---------------|-------|--------------|----------|--|
| 公共下水道 | 流域関連公共(加古川上流) | 社 地 域 | 580 円/㎡      | 550 円/㎡  |  |
|       | 加以民建公共(加口川工加) | 滝野地域  | 550 円/㎡      |          |  |
|       | 単独公共 (東条処理区)  | 東条地域  | 300,000 円/単位 |          |  |

## 生活排水処理事業分担金

| 事業名             | 処理区・地区名                | 事業完了後<br>の接続先   | 現行の負担額<br>(分担金) | 変更負担額(案) |
|-----------------|------------------------|-----------------|-----------------|----------|
|                 | 上福田中部(上三草・山口・馬瀬)       |                 | 306,600 円/単位    |          |
|                 | 上福田北部(牧野・吉馬)           | 流域関連公共 (社地域)    | 350,000 円/単位    |          |
|                 | 上鴨川                    |                 | 350,000 円/単位    |          |
|                 | 下鴨川                    |                 | 350,000 円/単位    |          |
| 農業集落排水          | 川北<br>(吉井・小沢・栄枝・厚利・松沢) |                 | 175, 680 円/単位   |          |
|                 | 川南<br>(東垂水・大畑・蔵谷・薮)    | 単独公共<br>(東条地域)  | 243,870円/単位     | 550 円/㎡  |
|                 | 秋津(古家・常田・西戸)           |                 | 272,590 円/単位    |          |
| 小規模集合排<br>水処理   | 少分谷                    |                 | 300,000 円/単位    |          |
| コミュニティ・<br>プラント | 畑・廻渕・池之内               | 流域関連公共<br>(社地域) | 350,000 円/単位    |          |
|                 | 上久米・下久米                |                 | 338,000 円/単位    |          |
|                 | 平木                     | (11-07%)        | 350,000 円/単位    |          |

## C案の内容及び課題等(メリット・デメリット)

## 内容

公共下水道の受益者負担金を加東市統一の単位負担金額(面積単価)とする。ただし、流域関連公共の低い方の面積単価に統一する。

また、公共下水道区域外から公共下水道へ編入する処理区も同じ面積単価とする。

## メリット

・新しい単位負担金額(面積単価)とすることで、公共下水道事業として負担額基準が統一され、地域間の格差がなくなる。

#### デメリット

- ・公共下水道区域へ編入される処理区・地区は、1戸1単位から1平方メートル当たりの単位負担金額(面積単価)に変更されるため、重複賦課にならないよう、既存賦課地の面積を把握する必要がある。
- ・単位負担金額(面積単価)の算定根拠の設定が難しいため、新しい負担額は、流域関連公共の現 行負担額基準の低いほうの面積単価550円とする。

## 4 一括納付報奨金制度について

受益者負担金は、受益者に課す強制的な費用負担となるため、各自治体の条例等において、分割徴収制度が規定されている場合がほとんどです。

ただし、事業費に充てる受益者負担金を早期に確保する必要があり、その方法として、広く自治体で採用されているのが一括納付報奨金制度です。

本市では、受益者負担金を一括納付された方は、一括納付される額に応じて 条例施行規則に定める率で一括納付報奨金が交付され、負担金額から報奨金 を差し引いた金額で納めていただいております。

一括納付報奨金制度により、下水道整備時に直ちに下水道接続の予定がなかった受益者も含め、多くの方々に一括で受益者負担金をお支払いいただいているため、この制度は下水道整備の促進に大きく寄与してきました。

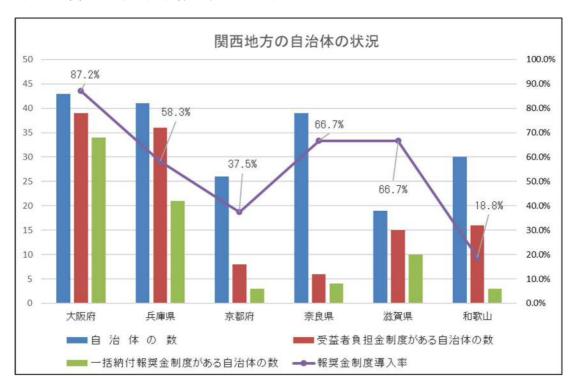
しかし、下水道整備が概ね完了したことから、一括納付報奨金を交付してまで事業費を早期に回収する必要がないため、この制度の存否について検討が必要です。

そこで、各自治体の状況を調査したところ、次のような結果となりました。

| 内訳等               | 大阪府   | 兵庫県   | 京都府   | 奈良県   | 滋賀県   | 和歌山   |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自治体の数             | 43    | 41    | 26    | 39    | 19    | 30    |
| 受益者負担金制度がある自治体の数  | 39    | 36    | 8     | 6     | 15    | 16    |
| 一括納付報奨金制度がある自治体の数 | 34    | 21    | 3     | 4     | 10    | 3     |
| 報奨金制度導入率          | 87.2% | 58.3% | 37.5% | 66.7% | 66.7% | 18.8% |

表 4 関西地方の自治体の状況

#### 図4 関西地方の自治体の状況(グラフ)



兵庫県の自治体の状況は、表5に示すとおりです。

表 5 兵庫県の自治体の状況

|    |     |   | 受益者負担金<br>制度の有無 | 一括納付報奨金<br>制度の有無 | 下水道<br>普及率 | 一括納付報奨金制度がある場合の内容   |
|----|-----|---|-----------------|------------------|------------|---|
| 神  | 戸   | 市 | X               |                  | 98.8%      |   |
| 姫  | 路   | 市 | 0               | 0                | 92.2%      | 負担金額の7.5%   |
| 尼  | 崎   | 市 | 0               | ×                | 100.0%     |   |
| 明  | 石   | 市 | 0               | 0                | 99.6%      | 納期前に納付した各納期の納付額の100分の0.3に、<br>納期前の月数を乗じて得た額                       |
| 西  | 宮   | 市 | 0               | 0                | 99.9%      | おおむね負担金額の6~8%   |
| 洲  | 本   | 과 | 0               | 0                | 26.8%      | 負担金の額に100分の4.0を乗じて得た額   |
| 芦  | 屋   | 市 | ×               |                  | 100.0%     |   |
| 伊  | 丹   | 귀 | 0               | ×                | 100.0%     |   |
| 相  | 生   | 井 | 0               | 0                | 86.6%      | 負担金額の20%  |
| 豊  | 岡   | 市 | 0               | ×                | 85.5%      |   |
| 加  | 古川  | 市 | 0               | 0                | 91.3%      | 負担金額の7%   |
| た  | つの  | 市 | 0               | ×                | 90.1%      |   |
| 赤  | 穂   | 市 | 0               | ×                | 94.5%      |   |
| 西  | 脇   | 市 | 0               | 0                | 83.7%      | 負担金額の4%   |
| 宝  | 塚   | 市 | 0               | 0                | 98.8%      |   |
| Ξ  | 木   | 市 | 0               | 0                | 88.5%      | 負担金額の7.5% (限度額:15万円)  |
| 高  | 砂   | 市 | 0               | 0                | 96.3%      | 納付のあった納期前負担金の額に別表第1の左欄に<br>掲げる納期前負担金に係る納期数に対応する同表の<br>右欄の率を乗じて得た額 |
| Ш  | 西   | 市 | 0               | 0                | 99.6%      | 負担金額の7%   |
| 小  | 野   | 市 | 0               | 0                | 86.9%      | 負担金額の7.5%   |
| Ξ  | 田   | 市 | 0               | ×                | 87.8%      |   |
| 加  | 西   | 市 | 0               | ×                | 59.8%      |   |
| 丹: | 波篠山 | 市 | 0               | ×                | 72.6%      |   |
| 養  | 父   | 市 | ×               |                  | 60.8%      | ※新規加入金として一律250,000円   |
| 丹  | 波   | 市 | 0               | 0                | 54. 2%     | 納期前に納付した額の100分の0.7に、納期前に係る<br>月数を乗じて得た額(柏原町)                      |
| 南  | あわじ | 市 | 0               | 0                | 67.3%      | 当該負担金の額の20パーセントに相当する額   |
| 朝  | 来   | 市 | 0               | ×                | 46.5%      |   |
| 淡  | 路   | 市 | 0               | ×                | 59.6%      |   |
| 宍  | 粟   | 市 | 0               | 0                | , -        | 負担金の額に100分の20を乗じて得た額  |
| 加  | 東   | 井 | 0               | 0                | 85.5%      | 納期前に納付した額の100分の0.5に、納付前に係る<br>月数を乗じて得た額                           |
| 猪  | 名川  | 町 | 0               | ×                | 98.8%      |   |
| 多  | 可   | 町 | 0               | ×                | 53.8%      |   |
| 稲  | 美   | 町 | 0               | 0                | 81.3%      | 別表第1に掲げる率を乗じて得た額  |
| 播  | 磨   | 町 | 0               | 0                | 97.9%      | 負担金の額に100分の15を乗じて得た額  |
| 神  | 河   | 町 | ×               |                  | 54.6%      | ※下水道加入金として一律349,800円  |
| 市  | Ш   | 町 | ×               |                  | 22.9%      |   |
| 褔  | 崎   | 町 | 0               | 0                | 80.3%      | 別表第1に掲げる率を乗じて得た額  |
| 太  | 子   | 町 | 0               | 0                | 99.9%      | 当該負担金の額の20パーセントに相当する額   |
| 上  | 郡   | 町 | 0               | 0                | 73.6%      | 負担金の額に100分の10を乗じて得た額  |
| 佐  | 用   | 町 | 0               | ×                | 59.2%      |   |
| 新  | 温泉  | 町 | 0               | ×                | 62.9%      |   |
| 香  | 美   | 町 | 0               | ×                | 80.9%      |   |
|    | 合 計 |   | 36              | 21               |            |   |
|    |     |   |                 | - トリ (亚井20年      | <u> </u>   |   |

<sup>\*</sup>水道普及率は兵庫県統計書より(平成30年度末)

下水道整備が完了し、受益者負担金制度自体を廃止している自治体は神戸市と芦屋市の2つで、そのほか市川町が受益者負担金を賦課していません。

受益者負担金制度がある自治体数は21で、一括納付報奨金制度を採用していない、 又は廃止している自治体数は15です。

次に、北播磨地域の自治体の状況は、表6に示すとおりです。本市を含めて4市が、 一括納付報奨金制度を採用しています。

一括納付報奨金制度の主な廃止理由を調査すると、下水道整備が概ね完了し、この 制度が役割を終えたことや、市町の方針で、税の一括納付報奨金制度と合わせて廃止 しています。

## 表 6 北播磨地域の自治体の状況

|   |   |   | 受益者負担金<br>制度の有無 | 一括納付報奨金<br>制度の有無 | 内容   |
|---|---|---|-----------------|------------------|--|
| 西 | 脇 | 市 | 0               | 0                | 負担金額の4%  |
| Ξ | 木 | 市 | 0               | 0                | 負担金額の7.5%(限度額:15万円)  |
| 小 | 野 | 市 | 0               | 0                | 負担金額の7.5%  |
| 加 | 西 | 市 | 0               | ×                | 廃止   |
| 加 | 東 | 市 | 0               | 0                | 納期前に納付した額の100分の0.5に、<br>納付前に係る月数を乗じて得た額<br>(おおむね負担金額の7.5%) |
| 多 | 可 | 町 | 0               | ×                |  |

## 諮問事項2に対する方向性(案)

一括納付報奨金制度は、負担金の早期確保に一定の成果を上げてきましたが、下水 道整備が概ね完了したことから、廃止する方向で検討します。

# 意 見 書

# 令和2年度 第1回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 (R2.8.26 開催)に関する意見等

| 委員名 |  |
|-----|--|
|     |  |

| 資料No. | ページ | 意見等 |
|-------|-----|-----|
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |

| 資料No. | ページ | 意見等 |
|-------|-----|-----|
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     |     |
|       |     | I . |

| <br>その他意見等 |
|------------|
|            |
|            |
|            |
|            |
|            |
|            |
|            |
|            |
|            |
|            |
|            |
|            |
|            |
|            |

令和2年9月7日(月)までに提出いただけますようお願いいたします。

■お問い合わせ・提出先

〒673-1493 加東市社 50番地

加東市上下水道部管理課 (庁舎3階)

担当:北島 恭子

TEL: 0795-43-0533 (直通)

FAX: 0795-43-0548

E-Mail: jogesui-kanri@city.kato.lg.jp